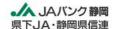
静岡県信用農業協同組合連合会

平成27年度上半期経営状況のご案内 (平成27年9月30日現在)







静岡県信用農業協同組合連合会の平成27年度上半期(平成27年4月1日から 平成27年9月30日)における経営状況(単体)について、ご案内いたします。

~ 開示項目~

静岡県信連について

- 1. 静岡県信連の概要
- 2. 経営方針
- 3. 静岡県信連グループ中期経営計画

業 績

- 1. 主要勘定の状況
- 2. 損益の状況
- 3. 单体自己資本比率(国内基準適用)
- 4. 不良債権の状況
- 5. 有価証券等の時価情報

地域の皆さまとの関わり

- 1. 地域に対する当会の考え方
- 2. 地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況
- 3. 地域密着型金融への取組み
- 4. 社会的•文化的貢献活動等

静岡県信用農業協同組合連合会 平成27年度上半期経営状況



静岡県信連について

1. 静岡県信連の概要

(平成27年9月30日現在)

● 設立: 昭和23年8月

● 住 所:静岡市駿河区曲金三丁目8番1号

● 会員数:52会員(正会員31会員/准会員21会員)

● 出資金: 1,113億円

● 役員数: 経営管理委員16名/理事5名/監事4名● 職員数: 280名(男子175名/女子105名)

2. 経営方針

経営方針

当会は、"農業金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関"であるとともに、 "地域社会と地域経済に密着した金融機関"として会員・お客様の期待と信頼にこたえることを使命とします。

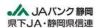
理念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

3. 静岡県信連グループ中期経営計画

当会では、将来ビジョン(10年後の姿)に向かうための第二期目として策定した中期経営計画「静岡県信連グループ中期経営計画(平成26~28年度)」の下、下図の6つの役割発揮を基本戦略として取組んでいます。

静岡県信連グループ中期経営計画(平成26~28年度)							
役割 1	農業者に必要とされる金融サービスの追求						
役割 2	JA利用者の満足度向上による事業量確保						
役割3	確実な利益還元の継続と財務基盤の充実						
役割4	JA事業をサポートする信連グループカの強化						
役割 5	CSR活動の充実とES・CS向上						
役割6	変化に対応できる人材の育成						



業績

1. 主要勘定の状況

(単位:百万円)

項					平成26年9月期	平成27年3月期	平成27年9月期
貯			金		3,505,443	3,551,538	3,622,165
貸		出	金		358,566	348,951	339,712
預		け	金	Ì	2,219,404	2,260,141	2,366,414
有	価	証	券 等		1,067,949	1,097,299	1,067,773

- (注) 1. 貯金には譲渡性貯金を含めて表示しています。
 - 2. 有価証券等には金銭の信託・買入金銭債権を含めて表示しています。

2. 損益の状況

(単位:百万円)

項					平成26年度(26年9月期)	平成27年度(27年9月期)	《 参 考 》 平成26年度(27年3月期)
経	常		収	益	23,526	23,006	41,908
経	常		費	用	14,094	15,459	29,032
経	常		利	益	9,432	7,547	12,876
当	期	剰	余	金	6,878	5,360	10,001

(注) 平成26年度(26年9月期)及び平成27年度(27年9月期)は、半期ベースの実績です。 また、平成26年度(27年3月期)は、年間ベースの実績です。

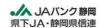
3. 単体自己資本比率(国内基準適用)

(単位:百万円)

項目	平成27年3月期	平成27年9月期
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	243,374	248,031
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	108	121
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	243,266	247,909
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,137,461	1,199,578
自己資本比率((ハ)/(二))	21.38%	20.66%

(注) 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出 しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満(国内基準)のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、平成27年9月期の当会の自己資本比率は20.66%と発令基準である4%を大きく上回っています。



4. 不良債権の状況

<金融再生法に基づく開示債権>

<金融再生法に基づく開示債権>										
債 権 区 分	平成27年3月期	平成27年9月期	増減							
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9	10	1							
危 険 債 権	3,485	4,084	598							
要管理債権(貸出金のみ)	_	_	_							
金融再生法開示債権	3,495	4,094	599							
正 常 債 権	349,237	339,240	△ 9,996							
合 計	352,732	343,335	△ 9,396							

- (注) 平成27年9月期の計数は、次の方法により算出しています。
 - 1. 各債権区分額は、平成27年3月期の債権額を基準として、平成27年9月期の残高に修正しています。
 - 2. 平成27年3月期から9月期までの間に、債務者区分の変更が必要と認識した先については、9月期の債務者の 状況に基づき債権区分を変更しています。

〔用語の説明〕

○ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及び これらに準ずる債権をいいます。

〇 危険債権

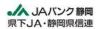
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び 利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

〇 要管理債権

3か月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩 和債権の合計額をいいます。

〇 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債 権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。



5. 有価証券等の時価情報

〈有価証券〉 (単位:百万円)

/P	保有目的区		加 区 公		ńh	5 FZ //		Ī	呼成27	年3月期	J.	:	平成27年9月	期
k				分	取得価額	時	価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益			
売	ļ	買			的	_			_	1	_			
満	期	保	有	B	的	322,944	33	3,692	10,748	299,941	310,723	10,782		
そ		0	D		他	699,127	74	7,500	48,373	674,242	714,723	40,480		
Ê					計	1,022,072	1,08	1,193	59,121	974,184	1,025,446	51,262		

- (注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 - 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 - 3. 満期保有目的の債券については取得価額を、その他の有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

<金銭の信託> (単位:百万円)

/0	保有目的区		Ε /\		平成27年3月期			平成27年9月期					
17			分	取得価額	時 個	5	評価損益	取得価額	時	価	評価損益		
造	Ē	用	E]	的			_	_	1,000		984	Δ 15
清	莇 期	保	有	B	的	_		_	_	_		_	_
-7	2	C	D		他	26,543	26,8	53	310	34,517		34,465	△ 51
	合				計	26,543	26,8	53	310	35,517		35,449	△ 67

- (注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 - 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 - 3. 運用目的及びその他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。また、運用目的金銭の信託の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

地域の皆さまとの関わり

1. 地域に対する当会の考え方

当会は静岡県下JA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆様や、JA・農業に関連する団体及び県内の企業・地方公共団体等にもご利用いただいています。

当会は、JAとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆様の経済的・社会的 地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使 命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取組んでいます。

2. 地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

く地域の皆さまからの資金調達の状況>

◇ 預り先別貯金残高

(単位:百万円)

預	り	先	平成27年3月期	平成27年9月期	増 減
会		通	3,453,833	3,524,289	70,455
農		協	3,433,161	3,501,169	68,007
連	合	会	7,255	8,286	1,031
会 員	の組	合 員	521	534	13
准会員	員・みな	し会員	12,895	14,299	1,404
員		外	38,172	38,960	788
合		計	3,492,005	3,563,250	71,244

⁽注) 譲渡性貯金は除いて表示しています。

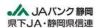
<地域の皆さまへの資金供給の状況>

◇ 貸出先別貸出金残高

(単位:百万円)

貸	出	先	平成27年3月期	平成27年9月期	増減
会		員	7,585	7,761	176
農		協	2,984	2,951	△ 32
連	合	会	1,865	1,835	△ 29
会	員の組合	合 員	2,221	2,433	211
准	会員・みなし	会員	513	540	26
員		外	101,013	94,915	△ 6,097
合		計	108,598	102,677	△ 5,920

⁽注) 県外貸出金は除いて表示しています。



(単位:百万円)

◇ 農業関係貸出金残高(県下JA・当会取扱分)

資	金名	平成27年3月期	平成27年9月期	増減
農	業制度資金	21,446	20,553	△ 892
農	業近代化資金	4,653	4,516	△ 137
農	業 改 良 資 金	404	368	△ 36
ス	ーパーL資金	4,722	4,429	△ 292
就	農支援資金	1,661	1,506	△ 154
そ	の他制度資金	10,004	9,732	△ 272
アク	ブリビジネスローン	1,012	942	△ 69
JAI	ューファーマー支援資金	56	46	Δ 10

〔資金の説明〕

〇 農業近代化資金

農業を営む方や農業に関わる団体が、施設や機械器具の取得、家畜の購入育成、果樹の植栽育成、小規模な土地改良等を行うときに利用できる資金です。

〇 農業改良資金

エコファーマー、6次産業化の事業認定等を受けた農業者等が行う施設の造成等、最新技術の導入、販売事業の開始 等のために利用できる無利息資金です。

○ スーパーL資金

日本政策金融公庫資金のうち、認定農業者向けの資金です。他の制度資金と比べ、償還期間を長く設定でき、大規模な投資を行う際に利用できる資金です。

〇 就農支援資金

新たに就農を希望する方が利用できる無利息資金です。

○ アグリビジネスローン

農業法人等農業の担い手を育成支援し、地域農業の振興に資するための運転資金・設備資金に利用できる資金です。

○ JAニューファーマー支援資金

静岡県内で、JAが技術指導・営農指導ができJAの推薦を得られることを条件に、新たに就農しようとしている方に対して、必要資金を低利・無担保にて提供し、新規就農を応援する資金です。

3. 地域密着型金融への取組み

<農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針>

当会は、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、 堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客様に質の高い総合金融サービスを円滑にご提供することを「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、地域密着型金融への取組みを進めていきます。

◇ JAバンク静岡保証料助成

平成27年度に農業資金のお借入をされる農業者の皆様を支援するため、「JAバンク静岡保証料助成」 による金融支援を行っています。

◇ <u>しずおかアグリビジネスローンの取扱い</u>

農業法人・大規模農業者に対する運転資金・設備資金等の低利融資を通じて、静岡県の農業振興に寄与 しています。

◇ 自然災害等による農業被害への金融支援

台風・お茶の凍霜害・雪害等の自然災害に遭われた農業者へ利子補給・保証料助成等による金融支援 を行っています。

また、東日本大震災に起因した福島第一原発事故により放射能被害に遭われた農業者への利子補給等の金融支援を行っています。

◇ 農業資金相談コーナーの開設

県下JA・静岡経済連主催のJA農業機械大展示会へ農業資金相談コーナーを開設し、農業機械等購入のための資金相談に対応しています。

◇ 成長分野に対する取組み

農業専門金融機関及び地域金融機関として、成長分野である、農業、環境エネルギー、医療・介護分野の支援に積極的に取組んでおります。

「農業経営アドバイザー」や「医療経営士」の資格取得を推進し、専門的な職員の育成を通じて、より 質の高い支援・サービスの提供を図り、お客様とのリレーションシップの強化に努めてまいります。 なお、「農業経営アドバイザー」は43名、「医療経営士」は6名となりました。

◇ 融資相談窓口の設置

各融資営業の担当部店にお客様からの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

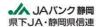
《金融円滑化に係る方針、金融円滑化に係る措置の実施状況》

>>> http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html

お取引先の販路拡大等の新たなビジネスチャンスを創出するビジネスマッチングに積極的に取組んでいます。

◇ 6次産業化・農商工連携への支援

農業への支援強化の一環として、6次産業化や農商工連携に取組む事業者の皆様に「6次産業化・農商工連携サポート資金」をご用意しております。



◇ 経営者保証に関するガイドラインへの対応

平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定めるなど、態勢整備に取組んでいます。

本ガイドラインにもとづき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客様との保証 契約を締結する場合やお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイド ラインにもとづいて誠実に対応するよう取組んでまいります。

《経営者保証に関するガイドラインへの対応方針》

>>> http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html

<県下JA貯金5兆円達成>

平成27年2月、県下JA貯金が5兆円の大台を達成いたしました。

これは組合員の皆さま、ならびに地域の皆さまからいただいた信頼の賜物であり、心より感謝申し上げますとともに、これからもずっと皆さまから愛される金融機関として、地域の農業と皆さまの暮らしに安心と豊かさをお届けできるよう全力で邁進してまいります。





「5兆円之助」は、皆さまの信用・信頼に対しまして、感謝の気持ちを伝え、また、今後のご愛顧をお願いするために、縁起人形「福助」をモチーフに作成したオリジナルキャラクターです。

4. 社会的•文化的貢献活動等

「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

JAバンク静岡は、農協法制定50周年記念事業の一環と して平成11年3月に創設した「公益信託JA・静岡県信連 民俗芸能振興基金」により、静岡県内各地の民俗芸能の保 存・伝承活動に取組んでいる団体や個人に対して、支援して おります。

これまで、延べ183団体に対し、約4,293万円の助 成を行いました(平成26年度(第16回目)については1 2団体に対し総額約236万円を助成しました)。

なお、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団 体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」は、JA窓口およ び各市町の教育委員会等に設置しています。

今後も民俗芸能の保存・伝承活動に取組む団体や個人の皆 様に対する助成活動を通し、地域文化活動を支援します。



- ●農中信託銀行株式会社 TEL, 03-5281-1340 ●静岡県信連 総務部 TEL, 054-284-9652
- ●静岡県信連 総務部



《しずおか民俗芸能マップ》

◇ 地域貢献活動等への取組み

地域貢献及び環境保全活動への取組みの一環として、平成27年9月19日~21日に開催された『第5 6回全日本花いっぱい静岡大会』へ協賛をいたしました。潤いと安らぎを享受できる、みどり豊かなまちづ くりを推進するという大会主旨に賛同したものですが、これからも、職員一人ひとりが地域に貢献できるこ とに、積極的に取組んでいきたいと考えています。



≪駿府城公園にて≫







◇ 東日本大震災で被災した農業の復興支援

全国のJAグループが協同して支援隊を結成し、 東日本大震災で被災したJA・農家組合員の支援 活動を行っています。

当会も、昨年に引続き本年7月に1名の職員を 全国JAグループ支援隊に派遣し、生産者・JA 施設等の復旧作業を手伝うなど、被災地における JA・農業の復興支援に取組んでいます。



《農作業支援》

◇ 「静岡県障害者芸術祭」への特別協賛

「静岡県障害者芸術祭」は、障害のある方々に芸術活動等の発表機会を提供し、芸術を介して多くの人々との交流を図ることにより、県民の間に障害者福祉への理解と関心を深めていただくため、障害者週間の関連行事として開催されています。

JAバンク静岡は本芸術祭の主旨に賛同し、毎年特別協賛 として応援しています。



《障害者芸術祭ポスター》

◇ JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクグループでは全国的な取組みとして、平成20年度から、子供たちの農業への理解をはぐくみ、農業ファンの拡大や地域発展に貢献することを目的とした食農教育応援事業に取組んでいます。この事業の一環として、子供たちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、補助教材「農業とわたしたちのくらし」を制作し、県内54〇校の小学5年生(約3万3千人)に贈呈しました。



《農業とわたしたちのくらし》